

## ○沖縄大学後援会会則

(1985年11月17日制定)

改正	1995年4月1日	2002年4月1日
	1997年4月1日	2007年4月27日
	2000年4月1日	2008年5月12日

(目的)

**第1条** この会は、沖縄大学（以下「本学」という。）の教育理念に則した教育事業を大学及び学生・家庭の連帯によって促進援助するとともに、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。

(名称及び事務所の所在地)

**第2条** この会は沖縄大学後援会（以下「本会」という。）と称し、事務所を本学に置く。

(事業)

**第3条** 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大学施設・設備の整備・改善を援助促進すること。
- (2) 教学・研修等の後援に関すること。
- (3) 学生（大学院生を含む）、教職員の福利、保健、課外活動に関すること。
- (4) 会員相互の親睦を図ること。
- (5) 奨学金事業に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

(会員)

**第4条** 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員（本学在学生の父母・保護者）
- (2) 特別会員（本学に勤務する教職員）
- (3) 賛助会員（本会の目的に賛同する個人又は団体）
- (4) 卒業生賛助会員（本会の目的に賛同する卒業生）

(役職員)

**第5条** 本会に次の役員及び職員（書記、会計）を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 評議員 10名以上
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名

第9編 その他（沖縄大学後援会会則）

- (6) 事務局次長 1名
- (7) 顧問 若干名
- (8) 書記 1名
- (9) 会計 1名

（役職員の選任、任期）

**第6条** 役員は、次の方法によって選任し、それぞれ任期を2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠の役員は前任者の残任期間とする。

- (1) 会長、副会長及び監事は、評議員会で推薦し総会において承認を得るものとする。
  - (2) 評議員は父母代表、教員（2名）、職員（2名）、並びに本会の目的に賛同する者で評議員会において推薦し、総会の承認を得るものとする。
  - (3) 顧問は評議員会の承認を得て会長が委嘱する。
  - (4) 事務局長は学生部長を、事務局次長は学生課長をもって充てるものとする。
- 2 職員のうち、書記は学生課職員を、会計は経理課職員を事務局長が指名する。

（役職員の任務）

**第7条** 役職員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。
- (3) 顧問は会長の求めに応じ、評議員会その他の会合に出席し、助言を行う。
- (4) 評議員は、評議員会に出席し、第10条の事項を議決する。
- (5) 監事は、本会の会務及び会計を監査する。
- (6) 事務局長は、会長の命により本会を統括する。
- (7) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代行する。
- (8) 書記、会計は、事務局長の命により庶務会計の事務を処理する。

（総会）

**第8条** 総会は、会員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、また、評議員会の要請があるとき、臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は会長が招集する。
- 3 総会の議長は、総会において会員の中から選出する。
- 4 総会の決議は出席会員の過半数で決まる。
- 5 総会の決議事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算および決算の承認

第9編 その他（沖縄大学後援会会則）

- (2) 事業計画および会務の承認
- (3) 役員を選任および承認
- (4) その他、本会の目的達成のため必要と認めた事項  
(評議員会)

**第9条** 評議員会は会長が招集しその議長となり、出席者の過半数の同意を得て議決する。

(評議員会の構成及び任務)

**第10条** 評議員会は、会長、副会長、評議員、事務局長及び事務局次長をもって構成し次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する予算及び決算並びに事業計画その他の議案の立案、執行
- (2) 臨時総会開催の要請
- (3) その他総会から委任された事項

(支部)

**第11条** 本会は第1条に定める目的を達成するため、遠隔の地区に支部を置くことができる。

- (1) 支部には支部長その他の役員を置き、地区内の保護者との連携、本学と保護者相互間の連絡を行う。
- (2) 支部活動の一部費用は、本会において負担することができる。

(会計年度)

**第12条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

**第13条** 本会の経費は、会費及び事業による収入並びに寄付金による。

(会費)

**第14条** 会費は、次のとおりとし、卒業生賛助会員を除き、分割納入することができる。

- (1) 正会員 年 10,000円
- (2) 特別会員 年 5,000円
- (3) 賛助会員 一口 10,000円
- (4) 卒業生賛助会員 年 2,000円

(監査)

**第15条** 収支決算は、監事の監査を経て、評議員会の決議を得て総会の承認を得るものとする。

(予算の専決)

**第16条** 予算の成立するまでの間の毎会計年度の予算執行は、前年度予算の範囲

第9編 その他（沖縄大学後援会会則）

内において、会長がこれを専決することができる。

- 2 予算費目でない支出については、会長、副会長と協議のうえ予備費または費目間の流用によって支出することができる。

（表簿）

**第17条** 本会に次の表簿を備えて置く。

- (1) 会員名簿
- (2) 会則、役員名簿
- (3) 会計に関する必要な簿冊
- (4) 議事録
- (5) 公文書
- (6) その他必要な表簿

（会則の改廃）

**第18条** 本会の会則は、総会の決議によって改廃することができる。

**附 則**

- 1 この会則は、1985年11月17日から施行する。
- 2 1961年4月1日に制定された沖縄大学後援会会則は、この会則施行の日をもって廃止する。

**附 則**（1995年4月1日）

- 1 この会則の第13条の改正は1995年4月1日から施行する。但し、普通会員費は1995年入学から適用する。

**附 則**（1997年4月1日）

- 1 この会則の第16条の2の改正は、1997年4月1日から施行する。

**附 則**（2000年4月1日）

- 1 この会則の第5条の(2)、(5)、第6条の(2)、第7条の(6)、(7)、(8)の改正は2000年4月1日から施行する。

**附 則**（2002年4月1日）

- 1 この会則の第6条の(2)の改正は2002年4月1日から施行する。

**附 則**（2007年4月27日）

- 1 この会則の第5条、第14条の(1)の改正は2008年4月1日から施行する。

**附 則**（2008年5月12日）

- 1 この会則の第4条の(4)、第14条の(4)の改正は2008年5月12日から施行する。